

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条 公布日施行分）

改正後	改正前
<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p> <p>第1条から第3条（現行のとおり） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。</p> <p>(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) <u>旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。</u></p> <p>(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ 布団及び枕は、<u>適切に洗濯、管理等を行う</u>こと。</p>	<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p> <p>第1条から第3条（略） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。</p> <p>(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) <u>旅館業の施設については、次に掲げる防湿措置を講じること。</u> <u>ア 排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障のないようにしておくこと。</u> <u>イ 客室の床が木造であるときは、床下の通風を常に良好にしておくこと。</u></p> <p>(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ 布団及び枕は、<u>日光消毒その他の適当な方法により消毒</u>すること。</p>

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。</p> <p>イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。</p> <p>イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。</p> <p>エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。</p>	<p><u>エ 布団及び枕は、適当な方法により湿気を除くこと。</u></p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。</p> <p>イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。</p> <p>イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。</p> <p>エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。</p>

改正後	改正前
<p>(ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用すること。</p> <p>(オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。</p> <p>キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給する<u>とともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える</u>こと。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) <u>便所については、次に掲げる措置を講じること。</u>  <u>ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u>  <u>イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。</u></p> <p>(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。</p> <p>(削る)</p>	<p>(ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用すること。</p> <p>(オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。</p> <p>キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) <u>便所に備え付ける手ぬぐいその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</u></p> <p>(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。</p> <p><u>(12) 旅館業の施設に規則で定める事項を記載した営業従事者名簿を据え置くこと。</u></p>
<p>第5条（現行のとおり）  （旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）  第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおり</p>	<p>第5条（略）  （旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）  第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおり</p>

改正後	改正前
<p>とする。 (削除)</p> <p><u>(1)</u> 客室は、次に掲げる基準によること。 ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。 イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 (削除)</p> <p><u>ウ</u> 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 (削除) (削除)</p> <p><u>(2)</u> 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 (削除)</p> <p><u>(3)</u> 浴室は、次に掲げる基準によること。 (削除)</p> <p><u>ア</u> 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 (削除)</p> <p><u>イ</u> 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 (ア) <u>ろ過器を使用する場合は、十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</u></p>	<p>とする。</p> <p><u>(1) 玄関帳場には、宿泊料を表示しておくこと。</u></p> <p><u>(2)</u> 客室は、次に掲げる基準によること。 ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。 イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。 <u>ウ 客室と他の客室、廊下等とを壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。</u></p> <p><u>エ</u> 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。 <u>オ 客室の入口には、室番号又は室名を表示しておくこと。</u> <u>カ 客室には、定員を表示しておくこと。</u></p> <p><u>(3)</u> 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。 <u>(4)</u> 寝具類の収納設備は、寝具類の数量に応じた十分な広さを有すること。 <u>(5)</u> 浴室は、次に掲げる基準によること。 <u>ア 洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造であること。</u></p> <p><u>イ</u> 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 <u>ウ 和式浴室を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。</u></p> <p><u>エ</u> 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 (ア) <u>ろ過器は十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。 ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p><u>(4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p> <p><u>(5) 便所は、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>ア <u>防虫</u>及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p><u>イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。</u></p> <p><u>ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</u></p> <p><u>エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</u></p> <p><u>(6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。</u> (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>	<p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。 ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p><u>(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p> <p><u>(7) 便所は、次に掲げる基準によること。</u></p> <p>ア <u>各階に設置し、防虫</u>及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p><u>イ 便所を付設していない客室を有する階には、それぞれ男女を区分した共同便所を設け、規則で定める数の便器を設置すること。</u></p> <p><u>(8) 共同洗面所を設ける場合は、規則で定める数の給水栓を設置すること。</u> (簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)</p>
第7条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、	第7条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、

改正後	改正前
<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として<u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)</u>で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</u></p> <p>2 <u>前条(第1号ア及びイを除く。)</u>の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、<u>客室が収容定員に応じた十分な広さであること</u>とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号の</u>規定は、下宿営業の施設について準用する。</p> <p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p>第9条 <u>省令第5条第1項の施設</u>について、その構造設備が第6条及び第7条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難</p>	<p>次のとおりとする。</p> <p>(1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として<u>厚生労働省令</u>で定める基準に適合するものを有すること。</p> <p><u>(2) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊者の履物を保管する設備を設けること。</u></p> <p><u>(3) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、3平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(4) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。</u></p> <p><u>(5) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。</u></p> <p><u>(6) 階層式寝台を設ける場合は、2層とすること。</u></p> <p><u>(7) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。</u></p> <p>2 <u>第6条第1号、第2号(ア及びイを除く。)</u>及び第3号から第8号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。</p> <p>(下宿営業の施設の構造設備の基準)</p> <p>第8条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p><u>(1) 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、4.9平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 各客室には、押入れを設けること。</u></p> <p>2 <u>第6条第2号ウからオまで、第5号から第8号まで及び前条第1項第5号の</u>規定は、下宿営業の施設について準用する。</p> <p>(構造設備基準の適用除外)</p> <p>第9条 <u>旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)</u>第5条第1項の施設について、その構造設備が第6条及び第7条の基準による必</p>

改正後	改正前
<p>く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、<u>当該各号に定める</u>基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業の施設 <u>第6条第2号、第3号ア及び第5号</u>の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業の施設 <u>第7条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号</u>の基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が<u>第6条第5号</u>の基準（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。</p> <p>第10条（現行のとおり）</p>	<p>要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、<u>当該各号に掲げる</u>基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 旅館・ホテル営業の施設 <u>第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号</u>の基準</p> <p>(2) 簡易宿所営業の施設 <u>第7条第1項第2号及び第7号並びに同条第2項において準用する第6条第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号</u>の基準</p> <p>2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が<u>第6条第7号及び第8号</u>の基準（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。</p> <p>第10条（略）</p>

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条 令和4年1月1日施行分）

改正後	改正前
<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p> <p>第1条から第3条（現行のとおり） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。</p> <p>(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。</p> <p>(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。 イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放</p>	<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p> <p>第1条から第3条（略） （宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。</p> <p>(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p> <p>(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。</p> <p>(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。 ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。</p> <p>(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。 ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。 イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放</p>



改正後	改正前
<p>しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。</p> <p>イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。</p> <p>エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、<u>規則で定めるところにより消毒を行う</u>こと。</p> <p>(オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質</p>	<p>しないこと。</p> <p>(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。</p> <p>イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。</p> <p>ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。</p> <p>エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。</p> <p>オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。</p> <p>カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>(ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。</p> <p>(イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。</p> <p>(ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。</p> <p>(エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用する</u>こと。</p> <p>(オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質</p>

改正後	改正前
<p>検査を行うこと。</p> <p>キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。</p> <p>(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。</p>	<p>検査を行うこと。</p> <p>キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。</p> <p>(8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。</p> <p>(9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>(10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。</p> <p>ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。</p> <p>(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。</p>
<p>第5条（現行のとおり）</p>	<p>第5条（略）</p>
<p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p>	<p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p>
<p>第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）</p>	<p>第6条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）</p>
<p>第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>
<p>(1) 客室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。</p> <p>イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</p>	<p>(1) 客室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。</p> <p>イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</p> <p>ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(3) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p>イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p><u>ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</u></p> <p>(4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p> <p>(5) 便所は、次に掲げる基準によること。</p>	<p>(2) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</p> <p>(3) 浴室は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。</p> <p>イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。</p> <p>(ア) ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。</p> <p>(イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。</p> <p>(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。</p> <p>(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。</p> <p>(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。</p> <p>ア 専用の元栓を有すること。</p> <p>イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。</p> <p>(5) 便所は、次に掲げる基準によること。</p>

改正後	改正前
<p>ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p>イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、 適当な数を備え付けること。</p> <p>エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</p> <p>(6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。</p> <p>第7条から第10条（現行のとおり）</p>	<p>ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。</p> <p>イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。</p> <p>ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、 適当な数を備え付けること。</p> <p>エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</p> <p>(6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。</p> <p>第7条から第10条（略）</p>

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表（附則）

改正後	改正前
<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次項の規定は令和4年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。</u></p> <p><u>2 第2条の規定による改正後の第6条第3号ウの規定（第7条第2項及び第8条第2項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあつては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあつては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。</u></p>	<p>○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号</p>